

小都市 人権センター 通信

No.
30

Contents 「主な内容」

- 人権センター公開講座・・・・・・・・・・ P 1
- 私たちの暮らしと憲法・・・・・・・・・・ P 2
- ベアテ・シロタ・ゴードンさんと
松本治一郎さんのこと・・・・・・・・・・ P 3
- 人権センターの本・DVDの紹介・・・・・・・・ P 4

人権センター公開講座の開催

テーマ 『憲法とは何か』～憲法と人権について考える～

講師 みなみの 南野 しげる 森さん (九州大学法学部教授)

プロフィール

- 東京大学法学部、同大学院を経て、パリ第10大学大学院で憲法学・法哲学を専攻。2014年から九州大学法学部教授。
- テレビ・ラジオのコメンテーターを務め、講演を全国各地で行うなど、幅広い活動を続けている。
- 著書には、AKB48のメンバーとの共著「憲法主義一条文には書かれていない本質」があり話題となった。



日時 11月8日 (木) 19:30～21:00

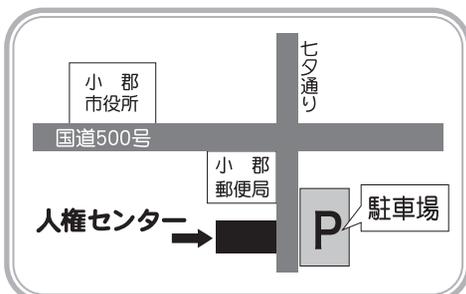
会場 小都市人権教育啓発センター 大集会室

申込
不要

手話通訳
あり

人権センターでは、市民のみなさんが人権問題と自分自身のかかわりを見つめ直し、人権問題を解決していくのは自分自身であるという「気づきの場」、またどのように行動していけばよいかを学ぶ「学びの場」となるように公開講座を開催しています。

今回は、憲法学者の南野 森さんに「そもそも憲法を守るのは誰なのか」「私たちの人権と憲法はどのようにかかわっているのか」そして「憲法の変化と未来」についてお話していただきます。「すべての人の人権が十分に保障され、私たちが安心して暮らすことができる」、そういう社会にするためにはどうしたらいいのかを一緒に考えてみませんか。



小都市人権教育啓発センター

(所在地) 〒838-0141 小都市小郡296
(電話&FAX) 0942-80-1080 (直通)
(Eメール) dotai@city.ogori.lg.jp
(ホームページ) <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>
【ホーム>観る・学ぶ・人権>人権教育啓発センター】

毎日の暮らしの中で・・・憲法と聞いてどんなことが思い浮かびますか？

憲法って、私たちが
守るべきルールが
書かれているん
じゃないの。



学校で日本国憲法の三つ
の柱（国民主権・基本的
人権の尊重・平和主義）
については習ったけど、
普段の生活の中で憲法を
意識することってほとん
どないな。



ヘイトスピーチの
問題で、表現の自
由とプライバシー
の権利のことが思
い浮かびますね。



憲法は、私たちが幸福をもとめて自由に生きることを保障するために つくられたもので、私たちの生活と深く関係しています。

憲法は、私たちが「縛る^{しば}」ものではなく、私たちの人権を守るため、国家権力を規制するものです。国民から国家権力側に対して向けられているルールなのです。

たとえば、女性の社会進出について、1985年に「雇用機会均等法」が制定されました。この法律は、憲法の男女平等の規定に沿うようにつくられ、その後、何度かの改正を経て現在の形になりました。この法律は、職場での差別が禁止され、女性が働きやすい職場になるための一歩となっています。

また、2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、この法律は、基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて制定されたものです。戦後、さまざまな人権課題を解決するためにいくつかの法律が制定され、取り組みが進められてきました。しかし残念ながら現在でも部落差別は解消されないどころか、情報化の進展に伴い、インターネット上での差別書き込みなど、新たな問題も生じています。この実態をどうにか解決し、本当の意味ですべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすものとして、制定されました。この法律の他にも、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ対策法」等の法律が施行されるなど、人権問題の解決に向けた法整備が進んできています。

このように、生活のあらゆるところに法律が関わっており、その法律の根本となるものが憲法なのです。

一人ひとりが持っているかけがえのない人権。その人権をみんなで守っていこうという約束が憲法なのです。憲法の主役は私たち国民なのです。

第11条 [基本的人権]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

ただし、すべての人の人権が十分に保障されるためには、憲法、そして様々な人権課題に私たち一人ひとりが主体的に向き合い、考え、行動していくことが必要なのではないでしょうか。



知っていますか？

日本国憲法の人権条項の作成に関わった「ベアテ・シロタ・ゴードンさん」と 憲法14条・24条の中に部落差別をなくしたいという思いを込めて行動した 「松本治一郎さん」のこと

終戦直後、新しい憲法の草案づくりに関わり、人権条項の作成を担当したベアテ・シロタ・ゴードンさん。

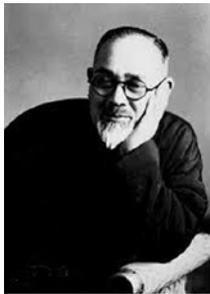
5歳の時に音楽教授の父親とともに来日し、アメリカに留学するまでの約10年間に日本を過ごしました。その時に母親の友人である日本の女性たちの話などを通じて、当時の女性がおかれた立場を考えるようになりました。

その後、終戦直後の1945年12月、GHQ（連合軍総司令部）の民間人要員として来日したベアテは、日本の憲法の草案作りを命じられ、人権条項を担当することになりました。

各国の憲法について調査したり、日本の女性がおかれている状況を考え、日本の女性に必要な権利を草案に入れていきました。ベアテさんが起草した条項がもとになり、個人の尊厳と両性の平等を保障した憲法14条・24条が作られたのです。



ベアテ・シロタ・ゴードンさん



松本治一郎さん

部落解放運動を草創期から指導し、「部落解放の父」と呼ばれた松本治一郎さん。1946年の1月ごろ、日本の部落差別の実態を正しく理解してもらい、新憲法に差別をなくす条項をなんとしても盛り込んでもらいたいという願いから、憲法草案に携わる民生局を何度も訪ねました。

松本治一郎さんは、度重なる結婚差別の中で苦しむ仲間の思いから、婚姻は「両性の合意に基づいて」ではなく、「合意のみ」と強調することを主張しました。その主張をもとに憲法24条のなかに「のみ」が入ったと言われています。それは、部落差別に限らずさまざまな差別により結婚が妨げられ、基本的人権が侵害されることは決して、許されるものではないことを広くしめすものとなりました。

第14条 [法の下での平等]

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条 [家族における個人の尊厳と両性の平等]

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2018年は世界人権宣言70周年です。

世界人権宣言は1948年12月10日、国際連合で採択されました。第二次世界大戦で起こった悲劇を二度と繰り返さないという反省から、「人権が世界における自由、正義、および平和の基礎である」（世界人権宣言前文より）ということを確認しています。日本国憲法の2年後にできましたが、どちらも人権について高い水準の人権規定を持ったものです。

世界人権宣言の条文を詩人の谷川俊太郎さんがわかりやすい言葉で翻訳しています。その第1条を掲載します。

第1条 [みんな仲間だ]

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

人権センターライブラリー

「風の匂い」

(DVD)

本作はスーパーマーケットで働く青年、歩と正人が主人公です。歩には知的障がいがありますが、子どもの頃は共に遊び、学ぶ「大切なともだち」でした。しかし大人になると二人には壁が……。二人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題である「合理的配慮」についても触れ、見る人が自分自身の問題として考えるきっかけとなる作品となっています。



《テーマ》人権全般
《上映時間》34分

しあわせに生きるための道具 えほん「日本国憲法」



「日本国憲法の前文を読むと、ぼーっとからだのゆるむような解放感と、希望を感じとることができます。なぜなら、それは憲法がわたしたちひとりひとりの存在を尊重し、人としての尊厳を保障するものとして、つくられているからです。」

この絵本の著者である野村まり子さんの言葉です。

「これから大人になる子どもたちに、また憲法とは何なのかをたしかめてみたい大人の人にも、読んでいただけたら……」という前文からはじまります。

絵本 『憲法ってどんなもの?』
もあります。憲法についてわかりやすく学習することができます。



- ★このほかにも様々な人権問題をテーマにした図書やDVDを揃えています。
- ★皆様のご利用をお待ちしています。

人権センター図書・DVD利用について

- ①貸出数……1回につき 5冊 (本)
- ②貸出期間…2週間
- ③手続き……貸出簿に必要事項記入

